

監理技術者の専任配置の特例（専任特例２号）に関する取扱い

建設業法第２６条第３項第２号による技術者配置の特例（以下「専任特例２号」という。）に基づき、県土整備部が発注する工事において以下の要件を全て満たす場合は、監理技術者の専任義務を緩和できるものとする。

※ 専任特例２号とは、監理技術者の専任を求める建設工事において兼務を認める特例のうち、監理技術者補佐を追加で配置し、現場管理を行うものを指す。

１．専任特例２号の専任義務緩和要件

以下、（１）から（１３）の全ての要件に適合しなければならない。

- （１） 予定価格（税込）が３億円未満であること。
- （２） 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- （３） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補、又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （４） 監理技術者補佐は入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （５） 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとすること。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
なお、同一の監理技術者が、専任特例１号を活用した工事現場と専任特例２号を活用した工事現場を兼務することはできない。
- （６） 山梨県内の工事であること。
- （７） 監理技術者が、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- （８） 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （９） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- （１０） 工事の技術的難易度が高い工事でないこと。
- （１１） 災害復旧工事等の緊急を要する工事でないこと。
- （１２） 「山梨県低入札価格調査実施要領」に基づく調査を経て契約した工事（山梨県以外の発注機関における工事についても、同様の調査等を経て契約した工事を含む。）でないこと。
- （１３） 共同企業体（JV）による工事でないこと。

2. 監理技術者の専任配置の特例（専任特例 2 号）の兼務に係る手続き

専任特例 2 号を活用して、監理技術者が工事現場を兼務する場合は、「監理技術者 兼務申請書（様式 1 及び様式 2）」を工事の質問提出期限までに発注者へ提出すること。

双方発注者は、提出された申請書の内容を確認しで兼務の可否について協議を行うこと。後発工事の入札書受付日の前日までに、後発工事の発注者から兼務希望業者に対して兼務の可否についての結果を伝達するとともに、後発工事の契約締結までに双方の発注者から兼務希望業者に対して「監理技術者 兼務申請に対する回答書（様式－3）」を公布し、協議結果を回答するものとする。

兼務希望業者は、後発工事を落札した場合、兼務相手工事の「現場代理人及び技術者通知書」の写し、「工事請負契約書」の写しを双方の発注者へ提出すること。